

合法性・持続可能性の証明及び間伐材の証明に係る会員等認定実施要領

埼玉県森林組合連合会

第1 目的

本実施要領は、埼玉県森林組合連合会（以下「本会」という。）が平成18年11月10日に制定した「違法伐採対策に関する自主的行動規範」及び平成21年11月12日に制定した「間伐材チップの確認に関する埼玉県森林組合連合会自主的行動規範」で制定する「会員等認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第2 本実施要領に基づく認定の対象

林野庁が平成18年2月15日に公表した「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て、事業者が行う証明方法及び林野庁が平成21年2月に公表した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」により、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明を行おうとする会員等（以下「認定会員」という。）は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

第3 会員認定申請書の提出

本実施要領に基づく認定を受けようとする会員等は、別記1で定める「会員認定申請書」を本会へ提出しなければならない。

第4 審査及びその結果の通知

- 1 本会は、本実施要領に基づく会員等の認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会の運営に関する事項は、別途定めることとする。
- 3 本会は、審査結果を申請者に通知するものとする。

第5 会員等の認定要件

会員等は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

（分別管理）

- ① 合法性又は合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品（以下「合法木材」という。）及び間伐材が互いに、又はそれ以外の木材・木材製品（以下「その他の木材」という。）と分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において合法木材及び間伐材が互いに、又はその他の木材と混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

（帳簿管理）

- ① 合法木材及び間伐材の入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ② 関係書類（証明書を含む。）を5年間保存すること。

（責任者の選任）

- ① 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

第6 会員認定書の交付及び公表

- 1 本会は第4に掲げる審査により認定することとされた会員等（以下「認定会員」という。）に対して、別記2で定める「会員認定書」を交付するとともに、認定会員として登録し、その名称、代表者名、住所、会員認定番号、認定年月日を公表するものとする。
- 2 会員認定書の有効期間は認定の日から3年間とする。

第7 証明事項の記載

- 1 認定会員は、合法木材及び間伐材の出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び合法木材あるいは間伐材であることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 なお、別途証明書を作成する場合の様式は、別記3、別記4とする。

第8 取扱実績報告及び公表

- 1 認定会員は、別記で定める「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の証明された木材・木材製品の取扱実績報告」により、合法木材及び間伐材の取扱等に係る前年度分の実績を毎年6月末までに、本会へ報告する。
- 2 本会は、認定会員からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第9 立ち入り検査

本会は、必要に応じ、認定会員による合法木材・間伐材の取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定会員は、本会から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど本会に協力しなければならない。

第10 認定会員の取り消し

- 1 本会は、認定会員が次のいずれかに該当するときには、認定を取り消すことができるものとする。
 - ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
 - ② 認定会員から認定の取消申請があったとき。
- 2 本会は、認定を取り消したときは、別記6で定める「認定取消通知書」を当該認定会員に送付するものとする。

附則 この要領は、平成21年11月12日から施行する。